

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和5年9月
飯南町

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	1
	(1) 効率的かつ安定的な農業経営の基本水準	
	(2) 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標	
第2の2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに営農経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	2
第3	第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	3
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者等に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の利用関係の改善に関する事項	5
	1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	
	(1) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者等の地域における農用地の利用に関する目標	
	(2) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者等が利用する農用地の面的集積についての目標	
	2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	7
	1 第18条第1項の協議の場の設置方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	
	2 農地中間管理機構が行う農地中間管理事業及び特例事業の実施に関する事項	
	3 農用地利用改善事業の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	

- (1) 農用地利用改善事業の実施の促進
 - (2) 区域の基準
 - (3) 農用地利用改善事業の内容
 - (4) 農用地利用規程の内容
 - (5) 農用地利用規程の認定
 - (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定
 - (7) 農用地利用規定の変更
 - (8) 農用地利用改善団体の勸奨等
 - (9) 農用地利用改善事業の指導、援助
- 4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

第6 その他 13

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

飯南町(以下「本町」という。)は、島根県中南部にあり、東西 32km、南北 32km、面積は 242.84 平方キロメートルである。広島県と接し、中国山地の脊梁部に位置し、周囲を 1,000 メートル級の三瓶山や大万木山などの山々に囲まれている。平坦地の標高は約 450 メートルで、県下でも代表的な高原地帯である。飯南町南端にある女亀山を源とする神戸川が北へ貫流し、谷地区を南に流れる塩谷川は江の川に注いでおり、北東部の一部は都加賀川から斐伊川へ合流している。

面積の約 90%を山林・原野が占め、農地は山間を縫うように流れる河川に沿って点在しており、いわゆる「中山間地域」である。

飯南町から近くの主要都市までの距離は、松江市までが約 80 キロメートル、出雲市までが約 60 キロメートル、広島市までが約 100 キロメートルである。農業生産物は主に県内市場及び広島市場へ出荷されており、一部は大阪市場へも出荷されている。

本町の農業は、地形的条件から 1 戸当たりの農業経営規模は小規模で、高齢化及び兼業化が進んだ典型的な中山間地農業であり、水稻単作が大部分で、品種によっては品質の格差が広がる状況にある。

現在は特に主な品目である水稻経営を中心に組織化が進みつつあり、生産性の向上と、組織化を要件とした大規模な基盤整備の導入やブランド化による付加価値の向上、また集約化、効率化から生み出された労働力による園芸品目の栽培においても取組みつつある。

また、本町では小規模経営でも参画できる産直野菜生産も盛んで、園芸振興は少量多品目が中心となってきた経過があり、現在では、I・Uターン者を中心とした新規就農者が園芸振興を担っており、リースハウス整備など町が整備負担を行いながら、大規模経営化を進めている。

さらに、こうした小規模、大規模経営が進む園芸産地において、産地直売も盛んで、直売所による地産地消などの取り組みが進んでいる。

こうした本町の農業の現状を踏まえ、担い手と地域が連携し、農地を守り集落機能の維持、発展に向かう農業の実現のため、農業後継者や地域農業の担い手の確保と育成に努め、継続的に支援することにより、農地を守り、地域のリーダーを育て、地域社会に貢献する農業の確立を目指すとともに、地域と連携、相互に協力し地域機能の維持・発展に向かう飯南町農業の実現を目指す。

また、生産性や品質の向上、コスト縮減、農作業の効率化を図るため、農地の大区画化・汎用化、排水性の改良、地下かんがい施設の普及など農業生産基盤の整備を推進し、農業者が必要な生産基盤整備に積極的に取り組めるよう、各種補助事業を活用し、農家負担の軽減に努め、事業実施にあたっては担い手集積農地、また将来担い手に集積の見込みのある農地について重点的に推進を図る。

なお、本町の基本となる方針や具体的な施策の方向については、飯南町農業の振興と発展を図るために作成する「飯南町農林業振興計画」に示し、今後の取り組みを進める。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

今後10年間において育成すべき農業経営の基本となる水準や指標は次のとおりとする。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の基本水準

農業経営の基本水準については、各地域における認定農業者の経営事例等を踏まえ、他産業従事者と均衡する年間労働時間で地域の他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得とし、次に掲げるとおりとする。

年間所得	概ね340万円(主たる農業従事者1人当たりの所得)
年間労働時間	概ね2,000時間(主たる農業従事者1人当たりの労働時間)

(2) 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

具体的な農業経営の指標については、別表のとおりとし、社会情勢の変化等に適応したものとするため、必要に応じて適宜見直すものとする。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに営農経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

本町では、農業を職業として選択するに足る魅力とやりがいのあるものとする観点から、主たる従事者1人あたりの年間労働時間は、2,000時間程度を目標とする。また、年間総所得は、地域の同世代の者と遜色のない年間所得を実現すると同時に、将来の効率的

かつ安定的な農業経営を想定したものとして、概ね 240 万円程度(第 2 に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の 7 割程度の農業所得)を目標とし、可能な限り早期に効率的かつ安定的な経営体となるよう所得 340 万円の実現を目指す。

この目標達成には就農時の年齢や家族構成、就農地域、既存の経営基盤活用の有無、経営作目により大きく異なるので、次の事項に留意しながら経営の発展段階、技術・経営力に見合った経営規模、就農時の生活に要する所得水準等も勘案し、実現可能な目標を設定する。

- ア 青年等が新たに農業経営を開始するのにあたっての技術・経営能力、資金の確保等からみた適切な経営規模
- イ 果樹や畜産等生産が所得に結びつくまでに年月を要するもの、比較的早期から所得を上げることができるもの等それぞれの経営部門の特性
- ウ 中山間地域と平場地域等の自然条件、社会条件等の違い

第 3 第 2 及び第 2 の 2 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、島根県農業経営・就農支援センター(以下「県農業経営・就農支援センター」という。)、島根県東部農林水産振興センター雲南事務所農業部(以下「雲南農業部」という。)、島根県農業協同組合(以下「農業協同組合」という。)等と連携して研修・指導や相談体制等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着して活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 町が主体的に担う取組

本町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、雲南農業部や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住居の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識の習得に向けた研修の実施や必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように、協議の場や地域計画の修正等を通じて、地域農業を担う者として当該者を育成する体制を強化する。

本町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、新規就農者育成総合対策等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本町は、県農業経営・就農支援センター、雲南農業部、飯南町農業委員会(以下「農業委員会」という。)及び農業協同組合等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 島根県農業会議、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成 25 年法律第 101 号)第 2 条に規定する農地中間管理事業を行う同法第 4 条において指定された農地中間管理機構(以下「農地中間管理機構」という。)及び農業委員会は新

たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介、あっせん等を行う。

② 個々の集落(地域計画の作成区域)では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本町は、農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び就農支援センターへ情報提供する。

また、農業を行う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、町の区域内において後継者がいない場合は、県及び県農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう県農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

(1) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者等の地域における農用地の利用に関する目標

地 域	町内全域
集積率の目標	概ね 67%※

※ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者等が利用する農用地の集積率の目標は、国全体の集積目標「担い手に全農地の8割を集積」を達成するため、国が平成25年度に各都道府県に割り当てた集積面積をもとに算定したものである。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者等が利用する農用地の面的集積についての目標

地域の話し合いに基づき、農用地が育成すべき効率的かつ安定的な農業経営体に対して面的に集積されるように努め、経営農地を効率的に利用し得るよう措置する。

<参考>

本集積目標の対象とする経営体は、認定農業者、認定新規就農者、特定農業法人、市町村基本構想基準到達者、特定農業団体、集落内の営農を一括管理・運営している集落営農組織とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

本町では、地域の中心となる経営体に農用地利用の集積・集約化を進めた結果、令和2年の農林業センサスにおいて大規模な経営農家は大幅に増大したが、令和2年以降、農事組合法人の設立に併せた農地中間管理事業の活用が落ち着き、現在の農地集積は緩やかに推移している。

なお、農作業の効率化を考える上で、耕作条件の悪い農用地は利用され難く、将来的に耕作放棄地が増加する可能性があるため、より一層農用地の効率的かつ総合的な利用を促進する必要がある。

特に、担い手が不足する地域では、農作業受委託を促進するとともに、地域全体で農用地の確保・有効利用を図る必要があるため、地域計画の策定を通じ、本町、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する必要がある。

なお、農業生産にとって最も基礎的な資源である農用地を維持・確保するとともに、次世代へ引き継ぐことを基本としながら、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、各種施策の積極的な活用を図る。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

1 第18条第1項の協議の場の設置方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する地域ごとに、当該地域における基幹作物の農繁期を除いて設定することとし、開催にあたっては、町のホームページや告知放送の利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

参加者については、農業者、町、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、雲南農業部、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

協議の場では、当該地域における農業の将来の在り方、農業上の利用が行われる農用地等の区域、その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項について話し合いを行うこととし、目指すべき将来の農用地利用の姿である目標地図を明確にする。

なお、協議の場の参加者等から協議事項に関する問い合わせへの対応を行うため、窓口を飯南町産業振興課に設置する。

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

本町は、地域計画の策定に当たって、県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農地中間管理機構が行う農地中間管理事業及び特例事業の実施に関する事項

(1) 本町は、県下一円を区域として農地中間管理事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって農地中間管理事業等の推進を図る。

(2) 本町、農業委員会及び農業協同組合は、農地中間管理機構が行う農地売買事業等の機能を活かした農地中間管理事業等を推進するため、農地中間管理機構に対し、農作業の委託のあっせん等について情報提供、事業の協力を行うものとする。

3 農用地利用改善事業の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① 農業協同組合法第 72 条の 10 第 1 項第 1 号の事業を行う農事組合法人その他の団体（農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）（以下「政令」という。）第 10 条で定める基準に従った定款又は規約を有しているものに限る。）であって、(2) に規定する区域をその地区とし、かつ、当該地区内の農用地の所有者等の 3 分の 2 以上が構成員となっているものは、その行おうとする農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程を定め、これを本町に提出して、当該農用地利用規程が適当である旨の認定を受けることができる。
- ② 本町は、①の認定の申請があった場合において、その申請に係る農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、認定をするものとする。
- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
- イ (4) の①イの実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。
- ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- エ (4) の①エに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
- オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 本町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本町の掲示板への掲示により公告する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5) ①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員の所有する農用地について利用権の設

定等を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員の所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれることその他の政令第11条で定める要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程に定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地についての利用権の設定等に関する事項
 - エ 農地中間管理事業の利用に関する事項
- ③ 本町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)①の認定の申請があった場合において、その申請に係る農用地利用規程が(5)②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときでなければ、(5)①の認定をしない。
- ア ②イに掲げる目標が(4)の①イに規定する実施区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等を受けること又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②に掲げる事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は認定計画とみなす。
- ⑤ 特定農用地利用規程の有効期間は、政令第12条による。

(7) 農用地利用規程の変更

- ① (5)②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、(4)の認定に係る農用地利用規程を変更するときは、本町の認定を受けなければならない。ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、農林水産省令で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して

当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

- ② 認定団体は、①のただし書の場合（同項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を本町に届け出なければならない。
- ③ 本町は、認定団体が（４）の認定に係る農用地利用規程（②の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの）に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- ④ （５）②及び（６）③の規定は①の規定による変更の認定について、（５）③の規定は①又は②の規定による変更の認定又は届出について準用する。

（８）農用地利用改善団体の勧奨等

- ① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（９）農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 本町は、（５）①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、雲南農業部、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、再生協議会との連携を図りつつ、これら

の機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

地域計画の作成に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業委員会、農地中間管理機構及び農業協同組合を含む農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

また、農業協同組合は、その組合員に係る農用地の利用関係又は農業経営の改善及び本町の区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用に資するよう、農作業の委託あっせん、農作業の委託を受ける農業者の組織化の推進等により、委託を受けて行う農作業の実施を促進する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成19年3月5日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成22年5月28日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、令和5年9月20日から施行する。
- 2 旧農地保有合理化事業及び旧農地利用集積円滑化事業は、なお従前の例による。
- 3 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）において、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の適用を受けるとされた規定に関するこの基本構想の適用については、なお従前の例によるものとする。

別表(構想中 第2(2)関係)

飯南町農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標（以下「基本的指標」という）について下表のとおり定める。

なお、基本指標で示す農業経営体の概念については、以下のとおりとする。

個別経営体	個人（世帯）で農業が営まれている経営体であって、主たる農業従事者が他産業従事者と均衡する年間総労働時間と地域の他産業従事者並みの年間所得水準を確保できるような農業経営を行い得るもの。
組織経営体	農業経営体のうち個別経営体に該当しない者であって、主たる農業従事者が、他産業従事者と均衡する年間総労働時間と地域の他産業従事者並みの年間所得水準を確保できるような農業経営を行い得るもの。

※選定の考え方

島根県農林水産基本計画に基づき本県農業を持続発展させるために取り組む重点推進事項に連動する経営類型とする

（水田園芸、有機農業、米、畜産（肉用牛）を絡めた基本的指標）

地域	形態	経営類型
飯南町	個別経営体	①施設野菜（アスパラガス39.6a）
		②施設野菜（ミニトマト32a ※夏秋）
		③施設野菜(有機野菜50.4a)
		④酪農（経産牛28頭）
		⑤肉用牛（繁殖28頭）
		⑥水稲8.5ha+ソバ2ha+作業受託2ha
		⑦水稲8ha+作業受託2ha+施設野菜(アスパラガス10a)
		⑧水稲14ha+ソバ0.8ha+飼料用米5.7ha+作業受託7ha
		⑨水稲2ha+露地野菜(サツマイモ3ha)
		⑩施設野菜（トマト、メロン、ほうれんそう、インゲン、たまねぎ苗）+露地野菜（白ネギ、スイートコーン）
		⑪施設野菜（パプリカ、トマト、ほうれんそう）+露地野菜（スイートコーン、インゲン、きゅうり）
	組織経営体	⑫水稲20ha+大豆3.4ha+ソバ1.1ha+WCS用稲2ha+飼料作物0.5ha
		⑬水稲10ha+露地野菜(白ネギ0.2ha)
		⑭水稲7ha

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	
〈個別経営体①〉 施設野菜	アスパラガス 39.6a	(資本装備) 作業場兼収納 パイプハウス 灌水施設 冷蔵庫 管理機 動力噴霧機 軽トラック 運搬車(加-ラ式) アスパラガス	棟 1 棟 11 機 3 カ所 1 式 1 式 1 台 1 台 1 台 1	・複式簿記の記帳により経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・パソコンを活用した経営管理 ・自己資本の充実 ・経営体内部の役割分担 ・施設に係る軽作業について、パート雇用従事者の確保 ・家族経営協定の締結に基づく休日制・給料制の導入 ・薬剤散布時の装具装着等による作業安全確保 ・補助具の設置や換気等作業環境の改善	
〈個別経営体②〉 施設野菜	ミニトマト 32a	(資本装備) 作業場兼収納 パイプハウス 農用井戸 動力噴霧機 運搬車 軽トラック ミニトマト選果機 高床式作業車	鉄骨スレート66㎡ 8m×50m 打込式:7m 可搬4.7ps クローラー式6ps 660cc 能力300kg/h、SP-170型 4ps	棟 1 棟 8 カ所 1 機 1 台 1 台 1 台 1 機 1	・複式簿記の記帳により経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・パソコンを活用した経営管理 ・自己資本の充実 ・経営体内部の役割分担 ・施設に係る軽作業について、パート雇用従事者の確保 ・家族経営協定の締結に基づく休日制・給料制の導入 ・薬剤散布時の装具装着等による作業安全確保 ・補助具の設置や換気等作業環境の改善
〈個別経営体③〉 有機野菜	ほうれんそう 14.4a こまつな 14.4a 水菜 14.4a しゅんぎく 3.6a 葉ねぎ 3.6a 計 50.4a	(資本装備) 作業場 パイプハウス パイプハウス 農業用井戸 灌水ポンプ 予冷库 袋詰め機 袋詰め機 搬送コンベア 搬出コンベア 播種機 肥料散布機 トラクター 歩行型トラクター 軽トラック 運搬車	プレハブ66㎡ 3.6a 3.6a プレハブ冷蔵庫、2坪用 600袋/h 長者野菜用 ベルト幅40cm、長さ3m ベルト幅30cm、長さ1m ベルトシーダータイプ、6条 2.3p、100% (バック付き) 20ps、耕耘幅140cm 6.3ps 4WD 660cc ガソリン8ps、800kg積、油圧ダンブ	棟 1 棟 6 棟 8 台 1 台 1 台 1 台 1 台 1 台 1 台 1 台 1 台 1 台 1 台 1	・複式簿記の記帳により経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・パソコンを活用した経営管理 ・自己資本の充実 ・経営体内部の役割分担 ・施設に係る軽作業について、パート雇用従事者の確保 ・家族経営協定の締結に基づく休日制・給料制の導入 ・薬剤散布時の装具装着等による作業安全確保 ・補助具の設置や換気等作業環境の改善
〈個別経営体④〉 酪農 (経産牛28頭)	経産牛 28頭 子牛 23頭 育成牛 16頭 飼料畑 500a 草地 500a	(資本装備) 畜舎(パーラー含む) 農機具舎 堆肥舎 堆肥保管庫 ミルクパーラー バルククーラー 温水器 カウマット コンプリートフィーダー トラック トラクター トラクター ロータリー バキュームカー マニュアルプレッダー ブロードキャスター 鎮圧ローラー フロントローダー モアコンディショナー テッターレーキ ロールバーラー パールグリッパ ペールラッパ スプレヤー	鉄骨スレート 木造スレート250㎡ 鉄骨スレート645㎡ ビニールハウス90㎡ リソホン6頭ダブル 3,000ℓ 電気温水器 カッティングミサー 2tダンブ 70PS、4輪駆動 50PS、2輪駆動 200cm 2,000ℓ 2,000kg 380ℓ 250cm 800kg 200cm 270cm 120cm 120cm 120cm 500ℓ	1 1 1 1 1 1 1 100 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	・複式簿記記帳による経営管理の実施 ・家族経営協定の締結に基づく休日制、給料制の導入 ・ヘルパーと臨時雇用の活用による週休日(1日以上)の確保 主たる従事者 1名 補助従事者 2名 雇用者 2名

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
<個別経営体⑤> 肉用牛 (繁殖28頭)	繁殖母牛 40頭 育成牛 7頭 子牛 38頭 水田(稲わら500kg/10a) 飼料畑 400a	(資本装備) 畜舎 木造7.1-スレ240㎡ 2棟 堆肥舎 木造スレート96㎡ 1棟 農機具倉 木造93㎡ 1棟 バドック 400㎡ 1 軽トラック 660cc、2輪駆動 1台 トラクター 38PS、車輪型 1台 ロータリーモアー けん引 1台 テッダーレーキ けん引 1台 ラウンドベラー 90cm 1台 ベールラッパー 90cm 1台 ベールグラブ 90cm 1台 マニユアスプレッダー 2,000kg 1台 フロントローダー 800kg 1台 鎮圧ローラー 250cm 1台 ブロードキャスター 380ℓ 1台 繁殖雌牛 28頭	・複式簿記記帳による経営管理の実施	・家族経営協定の締結に基づく休日制、給料制の導入 ・ヘルパーと臨時雇用の活用による週休日(1日以上)の確保 主たる従事者 1名 補助従事者 1名 雇用者 0名
<個別経営体⑥> 水稲8.5ha +ソバ2ha +作業受託	水稲 850a ソバ 200a 作業受託 200a	(資本装備) トラクター(180cm幅0-刈-付) 34ps、4輪駆動 2台 代かきハロー(トラクタ-装着式) 耕幅240cm 2機 コンバイン(自脱型、グレンタック) 4条刈、42ps、グレンタック付き 1機 田植機(乗用型) 6条植、側条施肥 1台	・複式簿記記帳により経営と家計との分離と経営管理を行う ・青色申告の実施 ・自己資本の充実 ・水稲の育苗委託	・施設に係る軽作業について、パート雇用従事者の確保 ・家族経営協定の締結に基づく休日制・給料制の導入による作業安全確保 ・補助具の設置や換気等作業環境の改善 主たる従事者 1名 補助従事者 0名 雇用者 1名
<個別経営体⑦> 水稲8ha +作業受託 +施設園芸	水稲1 ※① 400a 水稲2 ※② 400a 作業受託 200a アスバラガス 10a	(資本装備) 作業場兼格納庫 ブレハブ150㎡ 1棟 育苗ハウス 7.2m×30m 1棟 トラクター(180cm幅0-刈-付) 30ps、4輪駆動 1台 代かきハロー(トラクタ-装着式) 耕幅240cm 1機 ライムソワー タンク245ℓ作業幅150cm 1機 播種機 毎時260箱 1機 田植機(乗用型) 6条植、側条施肥、密苗仕様 1台 動力散布機(背負式) 25ℓ、50.8cc 1機 コンバイン(自脱型、グレンタック) 3条刈、32.5ps、グレンタック付き 1機 循環型乾燥機 32石 2機 籾摺機 3インチ 1機 選別計量器 300~1,200kg/hr 1機 トラック 1t車 1台 軽トラック 4駆 1台 ドローン(DJI社 MG-1) 3経営体共同利用 0.3台 作業場兼収納舎 ブレハブ39㎡ 1棟 バイプハウス 7.2m×50m 3棟 灌水施設 3相200V 1機 冷蔵庫 一坪用 1カ所 管理機 6PS 1式 動力噴霧機 可搬式6PS 1式 アスバラガス 1	・複式簿記記帳により経営と家計との分離と経営管理を行う ・青色申告の実施 ・自己資本の充実 ・水稲の育苗委託	・施設に係る軽作業について、パート雇用従事者の確保 ・家族経営協定の締結に基づく休日制・給料制の導入による作業安全確保 ・補助具の設置や換気等作業環境の改善 主たる従事者 1名 補助従事者 0名 雇用者 1名
<個別経営体⑧> 水稲14ha +ソバ0.8ha +飼料用米5.7ha +作業受託	水稲 1447a ソバ 83a 飼料用米 576a 作業受託 700a	(資本装備) 作業場兼格納庫 ブレハブ140㎡ 1棟 トラクター(180cm幅0-刈-付) 34ps、4輪駆動 2台 代かきハロー(トラクタ-装着式) 耕幅240cm 2機 田植機(乗用型) 7条植、側条施肥 1台 コンバイン(自脱型、グレンタック) 5条刈、67ps、グレンタック付き 2機 トラック 1.5t車 1台 トラック 2t車 1台	・複式簿記記帳により経営と家計との分離と経営管理を行う ・青色申告の実施 ・自己資本の充実 ・水稲の育苗委託	・施設に係る軽作業について、パート雇用従事者の確保 ・家族経営協定の締結に基づく休日制・給料制の導入による作業安全確保 ・補助具の設置や換気等作業環境の改善 主たる従事者 1名 補助従事者 0名 雇用者 1名

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	
〈個別経営体⑨〉 水稲2ha +露地野菜	水稲 200a サツマイモ 300a	(資本装備) 作業場兼格納庫 プレハブ200㎡ 保管ハウス 180㎡ トラクター (180cm幅D-刈-付) 25ps、4輪駆動 代かきハロー (トラクタ-装着式) 耕幅240cm 管理機 7.6ps コンバイン (自脱型、グレンタック) 4条刈、50ps、グレンタック付き 田植機 (乗用型) 6条植、側条施肥	1 棟 1 棟 1 台 1 台 1 台 1 台 1 台	・複式簿記記帳により経営と家計との分離と経営管理を行う ・青色申告の実施 ・自己資本の充実 ・水稲の育苗委託	・施設に係る軽作業について、パート雇用従事者の確保 ・家族経営協定の締結に基づく休日制・給料制の導入 ・薬剤散布時の装具装着等による作業安全確保 ・補助具の設置や換気等作業環境の改善 主たる従事者 1名 補助従事者 0名 雇用者 1名
〈個別経営体⑩〉 施設野菜 +露地野菜	トマト 19.2a メロン 3.2a ほうれんそう (後作) 16a インゲン (後作) 3.2a 白ネギ 5a スイートコーン 5a たまねぎ苗 2.5a	(資本装備) 管理機 7.6ps トラクター 23.5ps 作業場兼収納舎 パイプハウス (リース) 8m×40m 運搬車 育苗ハウス 7m×30m スパイダーモア 背負い式動力噴霧器 除雪機	1 台 1 台 1 台 8 棟 1 台 1 台 1 台 2 台 1 台	・複式簿記の記帳により経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・パソコンを活用した経営管理 ・自己資本の充実 ・経営体内部の役割分担	・施設に係る軽作業について、パート雇用従事者の確保 ・家族経営協定の締結に基づく休日制・給料制の導入 ・薬剤散布時の装具装着等による作業安全確保 ・補助具の設置や換気等作業環境の改善 主たる従事者 1名 補助従事者 1名 雇用者 1名
〈個別経営体⑪〉 施設野菜 +露地野菜	パプリカ 16.6a トマト 8.6a ほうれんそう (後作) 12.2a スイートコーン 2a インゲン 2a きゅうり 2a	(資本装備) 管理機 7.6ps トラクター 23.5ps 作業場兼収納舎 パイプハウス (リース) 8m×40m 運搬車 育苗ハウス 7m×30m スパイダーモア 背負い式動力噴霧器 除雪機	1 台 1 台 1 台 8 棟 1 台 1 台 1 台 2 台 1 台	・複式簿記の記帳により経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・パソコンを活用した経営管理 ・自己資本の充実 ・経営体内部の役割分担	・施設に係る軽作業について、パート雇用従事者の確保 ・家族経営協定の締結に基づく休日制・給料制の導入 ・薬剤散布時の装具装着等による作業安全確保 ・補助具の設置や換気等作業環境の改善 主たる従事者 1名 補助従事者 1名 雇用者 1名
〈組織経営体⑫〉 水稲20ha +大豆3.4ha +ソバ1.1ha +その他	水稲 1990a 大豆 340a ソバ 110a WC S用稲 200a 飼料作物 50a	(資本装備) トラクター (180cm幅D-刈-付) 34ps、4輪駆動 代かきハロー (トラクタ-装着式) 耕幅240cm 田植機 (乗用型) 6条植、側条施肥 ドローン (DJI社 MG-1) コンバイン (自脱型、グレンタック) 4条刈、50ps、グレンタック付き マニュアルプレッダー 牽引式 セット動力噴霧器 5.0ps	2 台 2 台 2 台 1 台 2 台 1 台 1 台	・複式簿記記帳により経営と家計との分離と経営管理を行う ・青色申告の実施 ・自己資本の充実 ・水稲の育苗委託	・適正な労働配分による労働ピークの軽減 ・雇用労働力の安定的確保による労働ピークの軽減 ・農用地利用改善団体との連携 組合員 (規模) 10名 オペレーター 3名 補助員 4名 雇用 0名

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	
<組織経営体⑬> 水稲10ha +露地野菜	水稲 白ネギ 1030a 20a	(資本装備) トラクター(180cm幅0-刈-付) 34ps、4輪駆動 代かきハロー(トラクタ-装着式) 耕幅240cm 田植機(乗用型) 6条植、側条施肥 コンバイン(自脱型、グレタック) 4条刈、50ps、グレタック付き セット動力噴霧器 5.0ps	2 台 2 機 2 台 1 機 1 台	・複式簿記記帳により経営と家計との分離と経営管理を行う ・青色申告の実施 ・自己資本の充実 ・水稲の育苗委託	・適正な労働配分による労働ピークの軽減 ・雇用労働力の安定的確保による労働ピークの軽減 ・農用地利用改善団体との連携 組合員(規模) 10名 オペレーター 3名 補助員 4名 雇用 0名
<組織経営体⑭> 水稲7ha	水稲 746a	(資本装備) トラクター(180cm幅0-刈-付) 34ps、4輪駆動 代かきハロー(トラクタ-装着式) 耕幅240cm 田植機(乗用型) 6条植、側条施肥 コンバイン(自脱型、グレタック) 4条刈、50ps、グレタック付き セット動力噴霧器 5.0ps 作業場兼格納庫 プレハブ70㎡ 循環型乾燥機 32石	2 台 2 機 1 台 1 機 1 台 1 棟 1 機	・複式簿記記帳により経営と家計との分離と経営管理を行う ・青色申告の実施 ・自己資本の充実 ・水稲の育苗委託	・適正な労働配分による労働ピークの軽減 ・雇用労働力の安定的確保による労働ピークの軽減 ・農用地利用改善団体との連携 組合員(規模) 10名 オペレーター 3名 補助員 4名 雇用 0名

経営類型作成に当たっての考え方

- 1 類型は、基幹となる作物を掲げる。
- 2 経営所得安定対策等については、直接的には考慮しない。
- 3 この営農類型は、類似のものへの適用を前提としている。
- 4 水稲については、エコロジー米生産等環境に優し農業に取り組む。